

平成十五年政令第二百九十三号

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援

機構法施行令

内閣は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第四条第四号及び第五号、第十二条第一項第五号及び第二項第一号、第十三条第二項、第十七条第四項から第六項まで、第十八条第七項、第十九条第七項、第二十八条、第二十九条、附則第二条第九項（同法附則第三条第八項において準用する場合を含む。）及び第十项、第三条第三項及び第十二項から第十四項まで、第九条、第十条第二項、第三項及び第五项、第十一项第四号及び第七项並びに第二十一条並びに同法第十八条第五項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十四条第一項たゞし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（主要幹線鉄道に係る大都市圏の大都市）

第一条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（以下「法」という。）第四条第四号の政令で定める大都市は、東京都、大阪市及び名古屋市とする。

（都市鉄道に係る大都市圏以外の大都市）

第二条 法第四条第五号の政令で定める大都市は、札幌市、福岡市、広島市及び仙台市とする。

（鉄道施設又は軌道施設の大改良）

第三条 法第十三条第一項第五号の政令で定める大規模な改良（以下「大改良」という。）は、次に掲げるものとする。

一 本線路が単線である鉄道を本線路が複線である鉄道とするための改良

二 本線路が複線である鉄道又は軌道を本線路が四線である鉄道又は軌道とするための改良

三 新幹線鉄道の列車が国土交通省令で定める速度以上の速度で走行することができる構造とするための軌間の変更、軌道及び路盤の強化その他の本線路の改良

四 列車（新幹線鉄道の列車を除く。）が国土交通省令で定める速度以上の速度で走行することができる構造とするための軌道及び路盤の強化その他の本線路の改良（第六号に掲げるものを除く。）

五 貨物輸送に係る輸送力の増強に著しい効果を有する列車の連結車両数の増加を図るために行われる停車場、変電設備その他の鉄道施設の一体的な改良

六 都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業として行う同条第三号に規定する都市鉄道施設又は同条第四号に規定する駅（相当の反対給付を受けない給付金）

第四条 法第十三条第二項第一号の政令で定める給付金は、譲渡線建設費等利子補給金とする。

（鉄道施設の改良）

第五条 法第十四条第一項の規定による鉄道施設又は軌道施設の貸付けで独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が行うものは、次に掲げるものとする。

一 法第十三条第一項第一号の規定により建設した全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第六条第一項に規定する営業主体（以下「新幹線営業主体」という。）の営業する鉄道に係る鉄道施設の貸付け

二 法第十三条第一項第五号の規定により建設した旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社又は日本貨物鉄道株式会社（次項第一号及び第七条第二項第二号において「旅客会社又は貨物会社」という。）の営業する鉄道に係る鉄道施設（次号及び次項第一号に規定するものを除く。）の貸付け

三 法第十三条第一項第五号の規定により建設又は大改良をした認定速達性向上事業者（都市鉄道等利便増進法第五条第五項に規定する認定速達性向上事業者をいう。第七条の二において同じ。）又は認定駅施設利用円滑化事業者（同法第十五条第六項に規定する認定駅施設利用円滑化事業者をいう。第七条の二において同じ。）の営業する鉄道又は軌道に係る鉄道施設又は軌道施設の貸付け

四 法第十四条第一項の規定による鉄道施設又は軌道施設の譲渡で機構が行うものは、次に掲げるものとする。

一 法第十三条第一項第六号の規定により旅客会社又は貨物会社に貸し付けた鉄道施設（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号。以下「債務等処理法」という。）附則第九条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号。附則第五条において「旧日本国有鉄道清算事業団法」とい

う。）附則第九条第一項第一号及び前項第三号に規定する鉄道施設を除く。）であつてその貸し付けた日から起算して第七条第一項第一号の国土交通大臣が指定する期間を経過したものとの譲渡

二 法第十三条第一項第五号の規定により建設した鉄道施設又は軌道施設であつて前項第二号及び第三号並びに前号に規定するもの以外のものの譲渡

三 法第十四条第一項の規定による鉄道施設又は軌道施設の貸付け又は譲渡は、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める区間ごとに行うものとする。ただし、国土交通大臣がこれらの区間の一部について鉄道事業者が営業を開始することが適当であると認めて指定したときは、これらの区間の一部について行うことができる。

一 全国新幹線鉄道整備法第八条の規定による指示があつた場合、当該指示に係る建設線の区間を（新幹線営業主体が当該建設線の区間を分けて指名されている場合にあつては、それぞれの区間）

二 法附則第十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる法附則第十四条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号。附則第十一条第一項及び第十六条において「旧公团法」という。）第二十二条第二項において「旧公团法」にあつた場合、当該指示に係る工事実施計画において定める工事の区間

三 法附則第十一条第二項の規定による指示があつた場合、当該指示に係る工事実施計画において定める工事の区間

四 法第十三条第一項第五号の規定により建設又は大改良をした認定速達性向上事業者（都

市鉄道等利便増進法第五条第五項に規定する認定速達性向上事業者をいう。第七条の二において同じ。）又は認定駅施設利用円滑化事業者（同法第十五条第六項に規定する認定駅施設利用円滑化事業者をいう。第七条の二において同じ。）の営業する鉄道又は軌道に係る鉄道施設又は軌道施設の貸付け

五 法第十四条第一項の規定による鉄道施設又は軌道施設の譲渡で機構が行うものは、次に掲げるものとする。

一 当該鉄道施設に係る旅客鉄道事業（次項第一号及び第二号において「新幹線鉄道事業」という。）の開始による当該新幹線営業主体の年度の貸付料の額は、次に掲げる額の合計額に相当する額を基準として定めるものとする。

（鉄道施設の貸付料の額等の基準）

第六条 前条第一項の規定により同項第一号に掲げる鉄道施設を貸し付ける場合における毎事業年度の貸付料の額は、次に掲げる額の合計額に相当する額を基準として定めるものとする。

（鉄道施設の貸付け）

一 当該鉄道施設に係る旅客鉄道事業（次項第一号及び第二号において「新幹線鉄道事業」という。）の開始による当該新幹線営業主体の受益の程度を勘案し、当該新幹線営業主体である鉄道事業者が毎事業年度支払べき額として国土交通大臣が定める方法により算定した額

二 当該事業年度の当該鉄道施設に係る租税及び管理費（当該鉄道施設に係るものとして配賦した租税及び管理費を含む。）の合計額

三 当該事業年度の当該鉄道施設に係る機構債券に係る債券発行費及び債券発行差金並びに租税及び管理費（当該鉄道施設に係るものとして配賦した租税及び管理費を含む。）の合計額

該新幹線営業主体である鉄道事業者が受けると見込まれる利益をいうものとする。

一 新幹線鉄道事業及び関連鉄道施設（新幹線鉄道事業の開始により旅客輸送量が相当程度増加又は減少すると見込まれる当該新幹線営業主体である鉄道事業者の営業する鉄道に係る鉄道施設をいう。次号において同じ。）に係る旅客鉄道事業について、当該新幹線営業主体である鉄道事業者が新幹線鉄道事業を開始した場合において見込まれる収支

二 新幹線鉄道事業の開始により当該新幹線営業主体である鉄道事業者が廃止することとなる鉄道事業者（以下「新幹線鉄道事業及び関連鉄道施設を係る旅客鉄道事業を開始しなかつたもの」という。）に係る旅客鉄道事業及び関連鉄道施設に係る旅客

三 第七条 第五条第一項の規定により同項第二号に掲げる鉄道施設を貸し付ける場合における毎事業年度の貸付料の額は、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号に掲げる額を減じて得た額に相当する額を基準として定めるものとする。

一 当該鉄道施設の建設に係る借り入れに係る貸付時までに生じた利子（国土交通大臣が指定する利率により生ずるものとして計算したものに限る。）並びに鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券（以下「機構債券」という。）に係る債券発行費及び債券発行差金並びに当該鉄道施設に係る租税（貸付時までの期間に係るものに限る。）を含む。次号及び次項第一号において同じ。）のうち借り入れに係る部分を国土交通大臣が指定する期間及び利率による元利均等半年賦支払の方法により償還するものとした場合における当該事業年度の半年賦金の合計額

二 当該事業年度の当該鉄道施設に係る減価償却費の額に、当該鉄道施設の建設に要した費用のうち借り入れに係る部分以外の部分の額を当該鉄道施設の建設に要した費用の額で除して得た率を乗じて計算した額

三 当該事業年度の当該鉄道施設に係る機構債券に係る債券発行費及び債券発行差金並びに租税及び管理費（当該鉄道施設に係るものとして配賦した租税及び管理費を含む。）の合

四 機構が当該事業年度において当該鉄道施設による鉄道施設を譲渡する場合における譲渡価額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じて得た額に相当する額を基準として定めるものとする。

一 譲渡しようとする鉄道施設の建設に要した費用の額

二 旅客会社又は貨物会社が当該鉄道施設に関し既に支払った貸付料の合計額（前項第一号の額のうち利子に相当する部分及び同項第三号の額の合計額に相当する額を除く。）

三 機構が当該鉄道施設に係る減価償却費に關し既に政府の補助を受けた場合には、当該補助を受けた金額

第七条の二 第五条第一項の規定により同項第三号に掲げる鉄道施設又は軌道施設を貸し付ける場合における毎事業年度の貸付料の額は、認定速達性向上事業者に貸し付ける場合にあっては、都市鉄道等便増進法第五条第五項に規定する認定速達性向上計画（同項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に記載された同条第二項第五号に規定する使用料の額とし、認定駅施設利用円滑化事業者に貸し付ける場合にあっては同法第十四条第十二項に規定する認定する認定交通結節機能高度化計画（同項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に記載された同条第三項に規定する使用料の額とする。

第八条 第五条第二項の規定により同項第二号に掲げる鉄道施設又は軌道施設を譲渡する場合における譲渡価額は、当該鉄道施設又は軌道施設の建設又は大改良に要した費用（当該鉄道施設又は軌道施設の建設又は大改良に係る借入れに係る譲渡時までに生じた利子（国土交通大臣が指定する利率により生ずるものとして計算したものに限る。）並びに機構債券に係る債券発行費及び債券発行差金並びに当該鉄道施設又は軌道施設に係る租税を含む。）のうち機構が負担した額とする。

第五条第二項の規定により同項第二号に掲げる鉄道施設又は軌道施設を譲渡する場合における対価は、国土交通大臣が指定する期間を支払期間とする割賦支払の方法により支払うべきも

のとし、その支払額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該鉄道施設又は軌道施設の譲渡価額を元本とする元利均等半年賦支払（その利率は、国土交通大臣が指定する率とする。）の方法による元利支払額

二 当該国土交通大臣が指定する期間内の当該鉄道施設又は軌道施設に係る機構債券に係る債券発行費及び債券発行差金並びに管理費（当該鉄道施設又は軌道施設に係るものとして配賦した管理費を含む。）の合計額

三 第一項の国土交通大臣が指定する利率及び前項第一号の国土交通大臣が指定する率は、当該鉄道施設又は軌道施設の建設又は大改良に係る借入れに係る利子（機構が当該借入れに係る利子について補給金を受けた場合にあっては、当該補給金の額に相当する額を控除した額）を基礎として算出した率とする。

4 第二項第一号の国土交通大臣が指定する率が変更された場合においては、同項の国土交通大臣が指定する期間のうち当該変更後の期間に係る同項の支払額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該鉄道施設又は軌道施設の譲渡価額から当該変更前に支払った第二項第一号の元利支払額のうち元本に相当する額を控除した額を元本とする元利均等半年賦支払（その利率とは、当該変更された率とする。）の方法によれる元利支払額

二 当該変更後の期間に係る第二項第一号に掲げる額（特定債権の繰入れの範囲等）

第九条 法第十七条第三項第一号に掲げる事業に係る同項の規定による繰入れは、毎事業年度、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第七号までに掲げる額の合計額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。

一 法第十七条第三項に規定する特定債権に基づく毎事業年度の支払額

二 当該事業年度における法第十七条第五項の規定による繰入金の額

三 当該事業年度における法第十七条第六項の規定による繰入金（法附則第三条第十項後段の規定によるものを含む。附則第四条第一項、第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）法附則第十一條第一項第五号の規定による貸付金（法附則第十四条の規定による廃止前の

四 当該事業年度における第三項の費用及び法第十七条第四項第三号に規定する管理費の額の合計額

五 旧事業団法附則第七条第一項の規定により運輸施設整備事業団（以下「事業団」という。）が承継し、さらに、法附則第三条第一項の規定により機構が承継した債務（当該債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に係る借入れに係る債務を含む。）であつて機構が当該事業年度の開始の日において負担しているものの償還及び当該債務に係る利子の支払を、償還期間を同日から平成二十九年三月三十日までの期間とし、利率を当該債務の平均利率（当該事業年度の当該債務に係る利子の額を当該債務の額で除して得た率をいう。）に相当する率として元利均等半年賦支払の方法により行うものとした場合における当該事業年度の償還額及び利子の支払額の合計額

六 当該事業年度における法附則第十一条第一項第七号の規定による長期借入金の償還及び当該長期借入金に係る利子の支払に要する費用の額

七 当該事業年度において、イ又はロに掲げる額のいずれか多い額

イ 旧基金法附則第四条第二項に規定する鉄道整備基金が承継した債務の額に相当する額の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を、償還期間を平成三年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間とし、利率を年六・三五パーセントとして元利均等半年賦支払の方法により行うものと

した場合における当該事業年度の償還額及び利子の支払額並びに第三号に掲げる額の合計額

口 当該事業年度における法附則第三条第一項の規定により繰り入れる額(当該事業年度における法附則第十一条第一項第六号の規定による長期借入金の額に相当する額を除く。)

法第七十三条第二号に掲げる事業に係る同項の規定による繰り入れ及び法附則第十一条第一項第五号の規定による助成は、毎事業年度、前項第七号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。

法第十七条第四項第三号の政令で定める費用は、租税及び機構債券に係る債券発行費とす

る。

法第十七条第四項第三号の政令で定めるところにより算定した額は、当該事業年度における第一項第四号及び第五号並びに第七号ロに掲げる額の合計額とする。  
(新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設の算定方法)

法第十七条第五項の剩余金は、各事業年度において、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減ずることによりその額を算定するものとする。

法第十七条第五項に規定する事業により建設された鉄道施設を機構が法第十三条第一項第三号の規定により鉄道事業者に貸し付ける場合において当該事業年度における貸付料の額から当該事業年度における当該貸付けに係る鉄道施設に関する租税及び管理費(機構において当該鉄道施設に係るものとして配賦した租税及び管理費を含む。)の合計額を減じて得た額

二 機構において当該事業年度における法第十一条第五項に規定する事業に要する費用の額(機構が当該事業年度において当該事業に関し補助金の交付又は法附則第十条第一項の規定による無利子貸付金の貸付けを受けた場合にあつては、当該補助金又は無利子貸付金の額に相当する額を控除した額)

三 機構において法第十七条第五項に規定する事業に係る借り入れに係る債務について当該事業年度における当該債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用の額



せる旨を機構債券申込証に記載したときは、その応募額をもつて機構債券の総額とする。 (機構債券の払込み)
<b>第二十三条</b> 機構債券の募集が完了したときは、その全額の払込みをさせなければならない。
<b>第二十四条</b> 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。
2 各債券には、第二十条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。 (機構債券原簿)
<b>第二十五条</b> 機構は、主たる事務所に鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券原簿(次項において「機構債券原簿」という。)を備えて置かなければならない。
2 機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 機構債券の発行の年月日
二 機構債券の数(社債等振替法の規定の適用がないときは、機構債券の数及び番号)
三 第二十条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項
四 元利金の支払に関する事項 (利札が欠けている場合)
<b>第二十六条</b> 機構債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。
2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、機構は、これに応じなければならない。 (機構債券の発行の認可)
<b>第二十七条</b> 機構は、法第十九条第一項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一 機構債券の発行を必要とする理由
二 第二十条第三項第一号から第八号までに掲げる事項
三 機構債券の募集の方法

四 機構債券の発行に要する費用の概算額
五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 作成しようとする機構債券申込証
二 機構債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面
三 機構債券の引受けの見込みを記載した書面(他の法令の準用)
<b>第二十八条</b> 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十八条(同法第八十七条第一項、第八十七条の四、第八十八条第一項、第二項若しくは第三項又は第九十条第三項において準用する場合を含む。)
二 港湾法(昭和二十五年法律第一百八十八号)
三 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書、第十五条第一項、第十七条第一項第一号(同法第四十三条の八第四項及び第五十五条の三の五第四項において準用する場合を含む。)並びに第三十八条の二第一項、第九項及び第十項
四 六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。),第五十八条の二第一項第三号、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項
五 十二 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第三十一条
六 十三 都市緑地法(昭和四八年法律第七十二号)第八条第七項及び第八項、第十四条第八項並びに第三十七条第二項
七 十四 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第十条第一項第三号
八 十五 集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第六条第一項第三号
九 十六 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項第三号
十 十七 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十五条
十一 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(同法第四十五条において準用する場合を含む。)及び第八条(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)
十二 四 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第九条(同法第三十三条第一項において準用する場合を含む。)
十三 五 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第一百五十号)第五条ただし書(同法第四十五条において準用する場合を含む。)及び第八条(同法第三十三条第一項において準用する場合を含む。)

六 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第一百九十一号)第十五条第一項(同法第十六条第三項において準用する場合を含む。)及び第三十四条第一項(同法第三十五条において準用する場合を含む。)
七 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第七条第三项及び第八条第八項
八 首都圏近郊綠地保全法(昭和四十一年法律第一百一号)第七条第三項
九 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十年法律第百十号)第三十七条第一項及び第三项及び第八条第一項
十 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十年法律第百三号)第八条第三項
十一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十四条の二第一項(同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十二条の二第二項(同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。)並びに第三十八条の二第一項及び第六十五条第三項並びに第六十六条第五項及び第六十九条(同法第七十一条第五項において準用する場合を含む。)
十二 不動産登記法(平成十六年法律第百号)第十三条号)第十六条及び第一百五十五条から第百七十七条まで(これらの規定を船舶登記令(平成十七年政令第十一号)第三十五条第一項及び第七条政令第十一号)第三十五条第一項及び第七条において準用する場合を含む。)並びに第六十六条第五項及び第六十九条(同法第七十一条第五項において準用する場合を含む。)
十三 不動産登記法(平成十六年法律第百号)第十三条号)第十六条及び第一百五十五条から第百七十七条まで(これらの規定を船舶登記令(平成十七年政令第十一号)第三十五条第一項及び第七条政令第十一号)第三十五条第一項及び第七条において準用する場合を含む。)並びに第六十六条第五項及び第六十九条(同法第七十一条第五項において準用する場合を含む。)
十四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号
十五 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一条号)第十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)
十六 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号
十七 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一条号)第十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)
十八 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号
十九 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)第十二条第三項において準用する場合を含む。)
二十 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三十五条(同法第三十一条第三項において準用する場合を含む。)
二十一 景観法(平成十六年法律第百十号)第十六条第五項及び第六項、第二十二条第四項及び第六十九条(同法第七十一条第五項において準用する場合を含む。)
二十二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三十五条(同法第三十一条第三項において準用する場合を含む。)
二十三 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三十五条(同法第三十一条第三項において準用する場合を含む。)
二十四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号
二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十六条第三项、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで
二十六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)第六条ただし書、第八条第一項並びに第十五条第一項(同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。)において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する
二十七 都市計画施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第三十六条の五、第三十六条の九、第三十七条の二及び第三十八条の三

二十八 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(同法第四十五条において準用する場合を含む。)及び第八条(同法第四十五条において準用する場合を含む。)において準用する土地収用法第二十一条
二十九 都市計画施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第三十六条の五、第三十六条の九、第三十七条の二及び第三十八条の三

二十八 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）第三条及び第十二条	二十九 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）第六条
三十 被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）第三条	三十一 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第一項第六号（同令別表の七十三の項に係る部分に限る。）及び第二項並びに第十六条第四項、第十七条第二項、第十八条第四項及び第十九条第二項（これらは、規定を船舶登記令第三十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）
三十二 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十二条第一号（同令第二十四条において準用する場合を含む。）	三十三 船舶登記令第十三条第一項第五号（同令別表一の三十二の項に係る部分に限る。）及び第二項並びに第二十七条第一項第四号（同令別表二の二十二の項に係る部分に限る。）及び第二項
三十四 土地收用法（百二十条第一項ただし書の施行に道建設・運輸施設整備支援機関を有する場合を含む。）	三十五 土地收用法（百三十条第一項において準用する場合を含む。）
三十五 土地收用法（百三十条第一項若しくはその道建設・運輸施設整備支援機関を有する場合を含む。）	三十六 土地收用法（百三十条第一項において準用する場合を含む。）

三十六 土地收用法（百三十条第一項若しくはその道建設・運輸施設整備支援機関を有する場合を含む。）	三十七 土地收用法（百三十条第一項において準用する場合を含む。）
三十八 土地收用法（百三十条第一項若しくはその道建設・運輸施設整備支援機関を有する場合を含む。）	三十九 土地收用法（百三十条第一項において準用する場合を含む。）
四十 土地收用法（百三十条第一項若しくはその道建設・運輸施設整備支援機関を有する場合を含む。）	四十一 土地收用法（百三十条第一項において準用する場合を含む。）
四十二 土地收用法（百三十条第一項若しくはその道建設・運輸施設整備支援機関を有する場合を含む。）	四十三 土地收用法（百三十条第一項において準用する場合を含む。）
四十四 土地收用法（百三十条第一項若しくはその道建設・運輸施設整備支援機関を有する場合を含む。）	四十五 土地收用法（百三十条第一項において準用する場合を含む。）

四十六 土地收用法（百三十条第一項若しくはその道建設・運輸施設整備支援機関を有する場合を含む。）	四十七 土地收用法（百三十条第一項において準用する場合を含む。）
四十八 土地收用法（百三十条第一項若しくはその道建設・運輸施設整備支援機関を有する場合を含む。）	四十九 土地收用法（百三十条第一項において準用する場合を含む。）
五十 土地收用法（百三十条第一項若しくはその道建設・運輸施設整備支援機関を有する場合を含む。）	五十一 土地收用法（百三十条第一項において準用する場合を含む。）
五十二 土地收用法（百三十条第一項若しくはその道建設・運輸施設整備支援機関を有する場合を含む。）	五十三 土地收用法（百三十条第一項において準用する場合を含む。）
五十四 土地收用法（百三十条第一項若しくはその道建設・運輸施設整備支援機関を有する場合を含む。）	五十五 土地收用法（百三十条第一項において準用する場合を含む。）

五十六 土地收用法（百三十条第一項若しくはその道建設・運輸施設整備支援機関を有する場合を含む。）	五十七 土地收用法（百三十条第一項において準用する場合を含む。）
五十八 土地收用法（百三十条第一項若しくはその道建設・運輸施設整備支援機関を有する場合を含む。）	五十九 土地收用法（百三十条第一項において準用する場合を含む。）
六十 土地收用法（百三十条第一項若しくはその道建設・運輸施設整備支援機関を有する場合を含む。）	六十一 土地收用法（百三十条第一項において準用する場合を含む。）
六十二 土地收用法（百三十条第一項若しくはその道建設・運輸施設整備支援機関を有する場合を含む。）	六十三 土地收用法（百三十条第一項において準用する場合を含む。）
六十四 土地收用法（百三十条第一項若しくはその道建設・運輸施設整備支援機関を有する場合を含む。）	六十五 土地收用法（百三十条第一項において準用する場合を含む。）



法附則第十一条第五項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

(日本貨物鉄道株式会社に対する助成金の交付額の範囲)

第七条 日本貨物鉄道株式会社（以下この条において「貨物会社」という。）が各事業年度においてする法附則第十一条第一項第一号に規定する鉄道路（以下この条において「特定鉄道線」という。）の使用に係る同号の規定による助成金の交付は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。

一 当該事業年度における特定鉄道路の使用に係るものとして貨物会社が支払う使用料の額

二 全国新幹線鉄道整備法第四条第一項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により特定鉄道線に係る鉄道事業を廃止した当該建設線に係る新幹線営業主体が当該事業年度において鉄道線路を貨物会社に使用させる場合における使用料の額の算出方法を勘案して国土交通大臣が定めるところにより当該事業年度における特定鉄道線路の使用に係るものとして貨物会社が支払う使用料の額を算出した場合における当該使用料の額に相当する額

（東京地下鉄株式会社が行う大規模な改良）

第八条 法附則第十一条第一項第五号の政令で定める大規模な改良は、次に掲げるものとする。

一 本線路が単線である鉄道を本線路が複線である鉄道とするための改良

二 本線路が複線である鉄道を本線路が四線である鉄道とするための改良

（中央新幹線の建設に係る貸付金の貸付け）

第八条の二 法附則第十一条第一項第四号に規定する建設主体は、同号の規定による貸付金の貸付けを受けようとする場合には、当該貸付金の受け入れの効果その他の国土交通省令で定める事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

第九条 法附則第十一條第一項第五号の規定による貸付金の償還条件は、貸し付けた日から五年間据置き十年間半年賦均等償還とする。

2 機構は、東京地下鉄株式会社が前項の貸付金の償還を怠つたときは、償還期限の翌日から償

付を怠つたとき、又は当該貸付金の貸付

金の償還を怠つたとき、又は当該貸付金の貸付けに係る法附則第十一条第七項に規定する事業について法附則第十二条第三項の規定による認定の取消しがあつたときは、当該貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。

（業務の特例に関する経過措置）

第十条 法附則第十一條第五項の規定により機構が行う同項の規定によるおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号の業務については、附則第十五条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法施行令（平成九年政令第二百六十四号。附則第十七条において「旧事業団法施行令」という。）第三条の規定は、同号の業務が終了するまでの間は、なおその効力を有する。

（鉄道施設の貸付け等の基準等に関する経過措置）

第十一条 この政令の施行の際現に公団が旧公団法第二十三条第一項の規定により貸し付けていた鉄道施設又はこの政令の施行の日前に公団が同項の規定により譲渡した鉄道施設については、機構が法第十三条第一項第三号又は第六号の規定により貸し付け、又は譲渡したものとみなして、第六条から第八条まで、附則第五条及び次条の規定を適用する。

（鉄道施設の貸付け等に関する経過措置）

第十二条 法第十三条第一項第三号の規定により當團に対しても貸し付けている資金については、機構が法附則第十一條第一項第五号の規定により貸し付けているものとみなして、附則第九条の規定を適用する。

2 第二十条第一項第三号の規定により當團に対しても貸し付けている資金については、機構が法附則第十一條第一項第五号の規定により貸し付けているものとみなして、附則第九条の規定を適用する。

（日本鐵道建設公團法施行令等の廃止）

第十五条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 日本鐵道建設公團法施行令（昭和三十九年政令第二十三号）

二 鉄道建設債券令（昭和四十年政令第百七十五号）

（日本鐵道建設公團法施行令等の廃止）

（鉄道建設債券原簿等に係る経過措置）

第十六条 公團が旧公團法第二十九条第一項の規定により発行した鉄道建設債券に係る鉄道建設債券原簿及び利札の取扱いについては、前条の規定による廃止前の鉄道建設債券令第九条及び第十条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令第九条第一項中「公團は」あるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、その鉄道建設債券原簿に係る鉄道建設債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間」と、同令第二項第三号中「機構」とあるのは

「機構又は公團」と、第八条第一項中「機構債券」とあるのは「機構債券及び鉄道建設債券」と、「機構が」とあるのは「機構及び公團が」と、同条第二項第二号中「機構債券」とあるのは「機構債券及び鉄道建設債券」と、同条第三項中「機構」とあるのは「機構又は公團」とする。

（運輸施設整備事業団債券原簿等に係る経過措置）

第十七条 事業団が旧事業団法第三十条第一項の規定により発行した運輸施設整備事業団債券に係る運輸施設整備支援機構は、その運輸施設整備事業団債券原簿及び利札の取り扱いについては、旧事業団法施行令第十九条及び第二十条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧事業団法施行令第十九条第一項中「事業団は」とあるのは「独立行政法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構は、その運輸施設整備事業団債券原簿に係る運輸施設整備事業団債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間」と、同条第二項第三号中「第十四条第三項第一号」とあるのは「独立行政法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構法施行令附則第十五条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法施行令第十四条第三項第一号」と、旧事業団法施行令第二十条第二項中「事業団」とあるのは「独立行政法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構」とする。

（独立行政法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構法施行令第二十条第二項中「事業団」とあるのは「独立行政法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構」とする。

附 則（平成一五年一二月一七日政令第四五二三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一章並びに第十二条から第十三条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月一九日政令第四五六八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。

附 則（平成一六年四月二一日政令第一五六六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。

附 則（平成一六年二月一五日政令第一五六六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。

四条第三項第一号」と、同令第十一条第二項中「機構又は公團」とあるのは「機構債券及び鉄道建設債券」とあるのは「独立行政法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構」とする。

（運輸施設整備事業団債券原簿等に係る経過措置）

第十三条 法の施行の際現に法附則第十六条の規定による改正前の債務等処理法附則第三条第三項の規定の適用を受けている者の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、同項の規定は、その者が当該退職手当の支給を受けるまでの間は、なおその効力を有する。

（公団又は事業団がした行為等に関する経過措置）

第十四条 法の施行の日前に公団若しくは事業団がした行為又は法の施行の際に公団若しくは事業団に對してされている行為は、法又はこの政令に別段の定めがあるもののほか、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ機構がした行為又は機構に對してされている行為とみなす。

（日本鐵道建設公團法施行令等の廃止）

第十五条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 日本鐵道建設公團法施行令（昭和三十九年政令第二十三号）

二 鉄道建設債券令（昭和四十年政令第百七十五号）

（日本鐵道建設公團法施行令等の廃止）

（鉄道建設債券原簿等に係る経過措置）

第十六条 公團が旧公團法第二十九条第一項の規定により発行した鉄道建設債券に係る鉄道建設債券原簿及び利札の取扱いについては、前条の規定による廃止前の鉄道建設債券令第九条及び第十条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令第九条第一項中「公團は」あるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、その鉄道建設債券原簿に係る鉄道建設債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間」と、同令第二項第三号中「機構」とあるのは「機構又は公團」とあるのは「機構債券及び鉄道建設債券」とあるのは「機構債券及び鉄道建設債券」と、同令第三項第一号とあるのは「独立行政法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構法施行令附則第十五条の規定による廃止前の鉄道建設債券令第一項第一号」とあるのは「独立行政法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構」とする。

第一四条 改正法附則第二条から第五条まで及び前二条に規定するものほか、施行前に改正法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正後、手続その他の行為であつて、改正法による改正後のそれぞれの法律の施行の規定によつてした処分、手續その他の行為である。その他の行為とみなす。	附 則 (平成一六年一二月一五日政令第三九九号) 抄	(施行期日)
第一条 この政令は、景観法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。（廃除）	附 則 (平成一八年一二月八日政令第三九号) 抄	(施行期日)
第六条 この政令は、法の施行の日（平成十八年六月二十日）から施行する。	附 則 (平成一九年一二月一四日政令第三六九号) 抄	(施行期日)
第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。	附 則 (平成一七年五月一五日政令第一八号) 抄	(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成一七年四月一日政令第一一八号) 抄	(施行期日)
第一条 この政令は、景観法附則ただし書に規定する規則の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。	附 則 (平成一七年六月二二日政令第二二二号) 抄	(施行期日)
この政令は、都市鉄道等利便増進法の施行の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。	附 則 (平成一七年七月一九日政令第一六二号) 抄	(施行期日)
この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。	附 則 (平成一八年五月一七日政令第一九七号) 抄	(施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成一八年六月八日政令第二三号) 抄	(施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成一八年六月八日政令第二二号) 抄	(施行期日)
この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。	附 則 (平成二三年七月一五日政令第二二〇号) 抄	(施行期日)
この政令は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律による改正前のそれぞれの法律の施行の日（平成二十九年十一月四日）から施行する。	附 則 (平成二三年七月一五日政令第二二五号) 抄	(施行期日)
この政令は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行の日（平成二十年十一月四日）から施行する。	附 則 (平成二〇年一〇月三一日政令第四三三八号) 抄	(施行期日)
この政令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年八月二十六日）から施行する。	附 則 (平成二〇年一〇月三一日政令第四三三九号) 抄	(施行期日)
この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。	附 則 (平成二三年七月一五日政令第二二〇号) 抄	(施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成二三年七月一五日政令第二二五号) 抄	(施行期日)
この政令は、建築物のエネルギー消費性能の確保に関する法律附則第一条第二号に掲げる規則の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。	附 則 (平成二八年一一月三〇日政令第三六四号) 抄	(施行期日)
この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年八月一日）から施行する。	附 則 (平成二五年七月三一日政令第二二九号) 抄	(施行期日)
この政令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年一月十八日）から施行する。	附 則 (平成二七年一月一五日政令第六二九号) 抄	(施行期日)
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	附 則 (平成二七年三月一八日政令第七四号) 抄	(施行期日)
この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年七月八日）から施行する。	附 則 (平成二九年七月七日政令第一八八号) 抄	(施行期日)
この政令は、地方住宅供給公社法施行令等の一部改正による改正後、手續その他の行為であつて、改正法による改正後のそれぞれの法律の施行の規定によつてした処分、手續その他の行為である。その他の行為とみなす。	附 則 (平成二九年七月七日政令第一八九号) 抄	(施行期日)
第一四条 この政令は、法の施行の日（平成三十年十一月十五日）から施行する。	附 則 (平成二九年七月七日政令第一九〇号) 抄	(施行期日)
第一四条 この政令は、法の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。	附 則 (平成二九年七月七日政令第一九一号) 抄	(施行期日)
第一四条 この政令は、法の施行の日（平成三十二年四月一日）から施行する。	附 則 (平成二九年七月七日政令第一九二号) 抄	(施行期日)
第一四条 この政令は、法の施行の日（平成三十三年四月一日）から施行する。	附 則 (平成二九年七月七日政令第一九三号) 抄	(施行期日)
第一四条 この政令は、法の施行の日（平成三十四年四月一日）から施行する。	附 則 (平成二九年七月七日政令第一九四号) 抄	(施行期日)

の独立行政法人都市再生機構法施行令第三十四条第一項第二十七号及び附則第十二条の規定による改正後の高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令第十六条第一項第二十五号の規定の適用については、これらの規定中「第六条ただし書」第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項」とあるのは、「第三十九条第三項及び第五項」とする。

#### 附 則（令和元年六月一九日政令第三〇号）抄

**第一条** この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。ただし、第八条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令附則第三条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和元年一月七日政令第一五〇号）

この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十一月十六日）から施行する。

#### 附 則（令和二年九月四日政令第二六八号）

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

#### 附 則（令和二年一二月二三日政令第三六三号）

この政令は、令和三年一月一日から施行する。

#### 附 則（令和三年三月三一日政令第一三五号）

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

#### 附 則（令和四年一〇月二九日政令第二五六号）

この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

#### 附 則（令和四年一〇月二八日政令第三三五号）

この政令は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の

施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

#### 附 則（令和四年一二月二三日政令第三九三号）抄

**1** （施行期日）  
この政令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。

#### 附 則（令和五年九月一三日政令第二八〇号）抄

**1** （施行期日）  
この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。